

県令の命に従って、しぶしぶ歎願総代の辞任を文書で誓約したものであった。しかし県令のもう一つの命令である困民党の解散については、きっぱりとはねつけた。上申書ではその理由をこう述べている。

困民党は誰が主唱して出来たものではない。貧苦の底に突き落された農民が、債主に対する怒りから自然と集ってできたのだ。だからわれわれには困民党を解散する権限はない。われわれは今日限り総代を辞任するが、その代り今後どんな事態が起っても責任をとるつもりはないと。

そして最後にこう付け加えている。

從テ向後其団結中ノ貧民一人若クハ數十百人、何様ノ事出来候共私輩ニ連及不仕義ハ今更余計ノ贅言トハ奉存候得共、多勢ノ中心得違ノ族無之モ不限仍之杞憂ニ不堪此段奉具上候以上  
(資料編13近代・現代(3)四四)

表現はひかえ目であるが、ここには県令に対する精一杯の抵抗の気持がにじみ出ており、しかも最後の一句には、挑発的にも言える言葉のトゲが含まれていた。危惧した通り、この一文が権力側に弾圧の口実を与えた。その翌日、総代たちは上申書に不穏のきどありとして、出頭を命ぜられ取調べを受けた。困民党への弾圧が真近いことを察知した総代の若林高之亮は、その翌日疾駆して帰村した。

さて、そのあくる日の一月十四日、歎願委員が予想もできなかった事件が勃発した。困民党傘下の農民三百人が相模原大沼新田に決起集会を開き、その一部が県庁をめざして抗議のデモを繰り出した。困民党の怒りがどたん場で爆発したわけである。しかしこのデモ隊も、瀬谷村付近で官憲に阻止され鎮圧されてしまう。この困民党最後の決起が、どのような意味をもつのかはつきりしない。しかし歎願総代が事件の直後、各村に配布した回章の中で、この事件について、「人民相互ニ路傍ノ風説力、亦二、三ノ煽動者ノ為ナルカ、少シク不穏ノ挙動ヲ成シタル故ニ……事悉皆齟齬意表ニ出候」(資料編13近代・現代(3)四六)



山口書輔

ところで、地租軽減運動は最初から在地の自由党組織ないし自由黨員によって組織され指導されていた。自由党は結党以来、農村を支持基盤とする政党として、地租軽減を

物に甚大な被害をあたえて、危機感を一層つのらせた。こうして、この年、豪農層も地租軽減運動に立ちあがった。

之ヲ伝フベキ者ニハ非ズ……地主モ小作人モ共ニ斃ルルノ勢ナリ」と報道している。加えてこの年、二度にわたる秋台風（九月十五、十七日）が、神奈川県下を襲い、農作

#### 自由党主導下の運動

十七年不況は、困民党に結集した中貧農層を経済的破綻に追い込んだだけでなく、地主豪農層にも深刻な打撃を与えた。小作年貢の未納や減少、米価の下落等で、地主豪農層も危機にさらされる状態であった。十月三十日の『自由新聞』の社説は、「地方ノ困究」と題して相模地方の近況にふれ、「農家ノ困究ハ実ニ言語ノ得テ

#### 四 地租軽減運動

と述べているところをみると、色川大吉氏の言うように、歎願総代若林らの報告を聞いて憤激した「没落中農のジャコバン分子」が、「このさいこの瞬間に運動のヘゲモニーをにぎったのであらうか」という「想像」も成立つわけである（前掲色川論文）。これが武相困民党の終末であった。あとは幹部の逮捕と捜索が続いた。中島、須長、若林ら十数名の幹部は、次々と「兇徒衆嘯」の罪で捕えられ、横浜監獄に拘留された。

党綱領の中心に据えており、とくに一八八三（明治十六）年の春季大会では、この運動を当面の最重要課題にしていた。そのため、地租軽減運動は、その年の後半ごろから全国各地ではじまっていた。

神奈川県でこの運動に真先にのり出したのは、湘南自由党であった。そこではまず、一八八三（明治十六）年十月下旬、大住・洵綾郡の八十一か村の戸長らが、県令あてに「地租延納上申書」を提出している。この運動にも山口書輔ら民権派戸長による自由党Ⅱ湘南社の影響がうかがえるが、ほぼ同時期に行われた同郡百三十三か村納税者の名による「地租徴収期限延期」の元老院あて建白運動には、在地自由党の指導性がはっきりとあらわれている。

大住・洵綾両郡で先鞭をつけた地租の延納ないし納期改正の運動は、一八八四（明治十七）年に入ると、不況の深化と共に一層切実なものとなり、他郡にも波及していった。明治十七年十一月、高座郡では、二町百九か村の戸長の連名による、「山林原野雑種地税未納分及田畑追徴金ノ義ニ付上申」という請願書が県令あてに提出された。これは下鶴間村の戸長で自由党員の長谷川彦八らが発起したものであるが、それは納期のきた山林原野の雑種地税と田畑地租の追徴分を今後五年賦払にして欲しいというものであった。これと同じ内容のものに、南多摩郡諸村の地租追納の延期運動や西多摩郡戸倉村など七か村の地租上納延期願などがあるが、ここでも自由党員の活躍が目立っている。

**愛甲郡の地** 以上述べた幾つかの運動は、地租の軽減そのものでなく、各種の地税の徴収期限の緩和や延期を要求した**もの租軽減運動**であった。

さて、地租そのものの軽減を要求して、最も大規模に取り組まれたのは、愛甲郡の運動であった。同郡では一八八三（明治十六）年末から有志の会合をもって「減租ノ請願」を決定し、「規約」をもうけ通信委員を選ぶなどして準備にとりかかっている。通信委員は六名中四名が自由党員であった。この運動はその後、政府の地租条例の取扱いを見守る必要があらざらば

第28表 愛甲郡地租軽減運動署名数村別分布

村名	請願署名	建白署名
下野	42	46
中野	26	61
上野	17	32
棚沢	16	28
三田	44	72
下川	7	10
及川	26	28
妻田	13	20
飯山	33	23
上古	7	4
上七	19	?
八管	5	4
中津	2	5
戸室	9	17
恩名	17	26
愛甲	25	26
温水	13	26
船子	7	26
長谷	3	?
厚木	2	?
岡津	1	9
愛古	7	17
林名	8	26
三増	15	10
田代	8	?
半原	10	?
上知	10	5
小野	0	17
角田	0	?
計	391	587

愛甲郡哀願書及び同建白書より作成

太郎、山川一郎、天野政立、井上篤員——難波惣平、うち五名が自由党人が選ばれたが、この中から、郡レベルの請願総代六人である。さらに

そしてこのあとに、郡下二十六か村から選ばれた総代四十八人の氏名が続く。そのうち十名が黨員、九名が講学会のメンバ

第三 請願委員若干名ヲ選定シ総テ之レニ委任スル事。(以下略)

(資料編13近代・現代(3)五〇)

第一 該請願ノ為メニ要スル費途ハ総テ有志者ノ義捐金ヲ以テ之レニ充ツベシ。

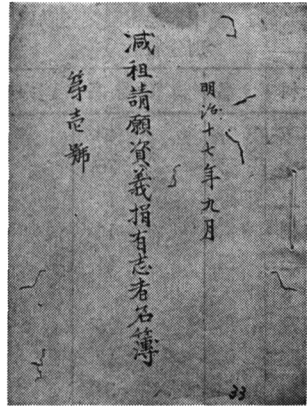
第二 極メテ温和ニ請願ヲナス事

信ズルノミ。依テ左ノ条項ヲ規定シ諄々之レニ従事セン事ヲ盟約スルモノ也。

今ヤ吾々農民ハ殆ト名状スベカラザルノ苦境ニ陥リ、国民最大ノ義務タル租税ヲ払フニモ尚困難ヲ極ルニ至レリ、然レドモ且下他ニ之レヲ救済スルノ良策在ルナシ。是レ寔ニ故ナキニアラザルナリ。見ヨ物価ハ頓ニ低落シ紙幣ハ著シキ騰貴ヲ来タシ、之レヲ兩三年前ニ比スレバ農民ハ自然ニ倍以上ノ納税ヲナサザルヲ得ザルノ状景在ルニアラスヤ。左レバ今日ニ於テノ救済法ハ唯租税ノ減額ヲ請願スルノ一途アルヲ

約書」に基づいて行動することを確認した。休止していたが、八四(明治十七)年九月から再開し出した。まず九月一日の有志集会で、すでに作成済みの次のような「規





減租請願資義捐有志者名簿  
難波春美氏蔵

沼田初五郎——であった。

村の総代の選出方法は、村ごとにまちまちであるが、下荻野村では村の伍長三十二名の連名で、次のような文書にして確認している。

依頼証

右ハ今般明治六年第七十二号布告ニ基キ地租納期変換及減額ヲ広ク各郡人民ト聯帯シ政  
府ヘ出願ス可キニ於テハ難波惣平、小林茂平ノ両氏ヲ人民総代ニ依頼ス(難波家文書)

こうして、各村に配置された総代を中心に、請願署名と義捐金募集の運動が精力的に展開された。そこで集めた署名の数は、一町二十六か村で三百九十一人、義捐金の額は百三十余円に達した(第二十八表参照)。なお義捐金の募集では小口の一般募金のほかに、大口として郡内の「資財家」を上位から二つのランクに分け、第一ランク(四戸)に一戸あたり二十円、第二ランクには五円とするなど、資産に応じた割当てをしている。そしてトップの四戸には、郡長・中丸稲八郎、自由党员・小宮保次郎らがいた。第二ランクは十九戸としてあるが、このクラスに自由党员の半数が入っており、このあたりが愛甲自由党の平均的な所属階層と考えられる。

愛甲郡の減租歎願運動は、十一月下旬と十二月中旬の二度行われた。最初は大藏卿に請願しようとしたが拒否され、一か月後今度は請願を建白に代えて元老院に提出し、漸く受理された。二度目の建白運動では署名数はさらにふえて五百八十七人のほり、義捐金もさらに五十一円余集まっている(前表参照)。

以上、愛甲郡を中心に幾つかの地租軽減(延納)運動を紹介してきたが、最後に、一、二、三の特徴点を取り出して検討してみたい。

まず第一の特徴は、これらの運動が在地自由党の指導で取り組まれている点であろう。愛甲郡の場合はまさに郡党の総力をかけた運動であった。第二は運動の組織対象が地主豪農層に限られ、その要求も租税負担者としての地主に限定されている点である。例えば最も大衆的な規模で取り組まれた愛甲郡の場合ですら、請願、建白の署名数は郡下全戸数の七割、一〇割程度であり、同年度の郡下の県会議員の被選挙資格をもつ地租十円以上の納入者（八三七名）の約半ばである。したがって多数の勤労農民、とりわけ中貧農層には無縁の運動であった。第三には、運動がすこぶる「温和」で、徹底した合法主義をとり、急進主義をきびしく排除していることである。この点は後述するように、農民騒擾Ⅱ困民党を警戒し、それと一線を画するための措置であった。その意味では、地租軽減運動は、困民党に対抗してその蔓延を「未萌」のうちに防止する役割と任務をもつものであった。

ともあれ、これらの地租軽減運動は、政府、元老院、県当局の拒絶にあって、ことごとく失敗に帰した。

## 五 困民党と自由党

二つの困民党論 さいごに、神奈川県下における困民党と自由党の関係を考察して本節の結びとしたい。

— 秩父と武相 — 困民党と言えば、ちょうどこの年、県境一つ隔てた埼玉県秩父に、有名な秩父事件が勃発している。秩父事件は日本の近代史上、「稀有の武装蜂起事件」として、史家の間でつねにその意義が問い続けられてきた事件である。武相困民党の結成はこの秩父の蜂起におくれること、わずか二十日後であった。

ところで、この二つの困民党を比較するとき、まず、その時期と場所の類似性に気付くであろう。場所的には、二つの事件

第29表 仲裁人グループ (但し自由党員のみ)

郡	村	氏名	職歴
南多摩	野津田	石坂昌孝	前県議
	大蔵川	中溝昌弘	県議長
高座	小山川	白野喜代四郎	戸長
	上小田	山田盛泰	戸長
津久井	河原口	山下嘉穀	県議
	下九間	山本左衛門	戸長
津久井	大井	長谷川彦八	三司
	中井	梶野敬莊	戸長
都筑	久保	安西藤貞	佐幹

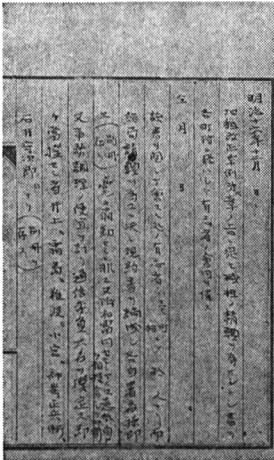
仲裁人全員で27人中自由党員のみを抽出した。色川大吉『困民党と自由党』から作成

は県境一つ隔てた隣接地帯に起きている。秩父事件の報を聞くや、神奈川県警は直ちに県境を閉鎖し、事件の県内への波及を嚴重に警戒している。言うまでもなく、両困民党の接近ないし連携を極度に恐れたためであろう。当時「関東決死派」とよばれる自由党激化グループの間で、「革命の軍を甲、武、野、常の間にあげ」（加波山事件研究会著『加波山事件』）という、一斉蜂起計画の動きもあったからである。

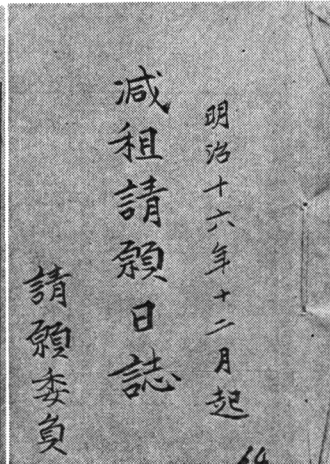
また時期的にみれば、直前に起きた秩父事件の蜂起と敗北の鮮烈な教訓が、武相困民党の戦術と行動に、決定的ともいえる影響を与えたであろうことは想像にかたくない。武相困民党が秩父事件を契機に、尖鋭さを失い、もっぱら経済要求にしばった合法的請願行動に転換したのも、そのためであろう。

しかし、武相と秩父の両困民党のちがいは、そのような外的状況だけにとどまらなかった。つまり両組織の構成と指導面には、質的とも言える相異があったのである。その最も基本的なちがいは、困民党と自由党の関係であろう。たとえば秩父では、困民党は在地の自由党によって組織され、組織的には一体のもの（自由困民党）として、自由党の指導性が貫徹していた。いわゆる指導—同盟型の関係である（井上幸治『秩父事件』）。

では、武相の場合どうか。結論を先に言えば、神奈川の自由党組織のなかで、秩父型の関係にあるものは一つもない。組織的にはどの地方においても分離・雁行したままである（自由党員で困民党に参加したのは、若林高之亮一人だけである）。そのころの武相の自由党内には、農民騒擾≡困民党に対する二つの潮流があった。一つは困民党を「貧民」「窮民」として同情する潮



減租請願日誌



難波春美氏蔵

流であり、他方は「乱民」「暴民」として敵視するそれである。前者は十七年の九月以降、困民党と銀行会社との間に入って紛争の仲裁役を買ってでたグループに代表される。このグループには、石坂昌孝や佐藤貞幹らの古参幹部や、県議、戸長などの役職者が多い(第二十九表参照)。

これら仲裁人グループの立場は、かれらがまとめた「上願書」によくあらわれている。この中でかれらは、困民党の負債額が四万三千九百七十五円余に達していることを指摘し、一部の銀行会社が苛酷極まる取立てによって、多数の農民が身代限りの処分陥っている状況を、「実ニ破廉恥ハ論ヲ俟タズ」と慨嘆し、無利息年賦返済等の処分を官側に訴えている(資料編13近代・現代③)。この上願書を読むと、仲裁人グループは困民党へ強い同情を示していることがわかる。そして、このような同情論に基づいて、やがて「利子制限法の改正」や「銀行会社の廃止論」などの大胆な主張が現われてくるのである。

**対立する自由党と困民党** しかし仲裁人グループは、単なる同情や善意で仲裁活動にあつたわけではない。かれらを行動に駆り立てたのは、むしろ「国民力苦悩ニ陥ツテ活路ヲ失ナヒ死地ニ至ラントキハ無知無分別数千ノ困民等真土村ノ松木ニ於ケル一色村ノ露木ニ於ケル暴拳及ハサルモ云カタシ」(『明治史料第五集』明治史料連絡会刊)という恐怖感と危機意識であった。社会秩序壊乱に対する危機意識は、党幹部や県議、戸長などの役職に在る者には、とり

第30表 銀行会社における自由党員

氏名	郡村	銀行会社役職	自由党関係
青木正太郎	南多摩郡相原	武相銀行頭取	党 幹 部
林 副 重	大 塚	甲子会社頭取	〃
土方啓次郎	三 沢	共融会社頭取	〃
成内頤一郎	八王子	東海貯蓄銀行頭取	党 員
鈴木芳良	堀ノ内	武蔵銀行副頭取	〃
天野清助	日野宿	日野銀行頭取	党 幹 部
谷合弥七	八王子郡賀都大住	第36国立銀行頭取	党 友
杉山泰助	大住	江陽銀行社長	〃
梅原修平	大住	共伸社社長	〃

色川氏前掲論文から作成

第31表 共伸社の党員株主

氏名	出資額	役 職	所有地額
梅原 修平	10,000円(1位)	社長, 後国会議員	18,500円
山口左七郎	4,000 (4位)	前郡長, 後国会議員	10,000
福井 直吉	3,000 (5~10)	県会議員	2,500
杉山 泰助	3,000 (5~10)	前県会議員	?
宮田 寅治	2,000(12~15)	後県会議員	9,000

梅原は党員ではない。出資額中の( )の数字は出資者人中、出資額の大きさを示す順位をあらわす。「山口左七郎文書」から作成

つまり、請願運動のねらいは、減租そのものよりも、「困民の屯集」「乱民の蜂起」を未然に防止し、社会の安寧と平和を保つにある、というのである。もはや、愛甲自由党がこの運動に何をかけていたかは明らかであろう。そのころ武相困民党の組織圏は愛甲郡にまで伸び、一部の村(上依知村)では困民党の幹部を送り出していた。この困民党組織の蔓延をいかにして防止

〔減租請願日誌〕資料編13近代・現代(3)四八

有志相会シ去月以降貧民所々ニ屯集シ人心恟々たり。是レ全ク不融通人民困苦ノ致ス処ナルヲ以テ、我々ハ最モ之レカ救済ニ注意シ、以テ困民ヲ救護シ且ツ社会ノ安寧ヲ維持シ、苟モ乱民ノ蜂起スルカ如キ事ヲ未萌ニ防カザルベカラザルヲ議シ、而シテ困民ノ屯集スルハ之因リ唯貧苦ニ迫ルノミナル由ニ付、先ツ諄々乎トシテ減租ノ請願ヲ為シ社会ノ平和ヲ保タント云フニ決ス。

わけ強かった。これと同じ危機感は、地租軽減運動に取り組んだ愛甲自由党のなかにもあった。すなわち愛甲郡では、地租軽減運動に取り組むにあたって、その目的、任務を次のように規定している。

するが、地方自由党の焦眉の課題であったわけである。

自由党内の第二の潮流は、困民党に敵対する銀行会社の役員、大株主に代表されるグループである。これらの黨員たちは、銀行会社の社長、頭取、顧問として、負債返弁方法をめぐって困民党と真っ向から対立していた(第三十表)。このほかに、銀行会社の大口出資者(株主)として、困民党と対立関係にある多数の豪農黨員がいた。第三十一表は、大住郡の共伸社の黨員株主であるが、このようなケースがほかにも多数あるはずである。しかも、これらの黨員は、党の地方幹部あるいは有力者として党内で大きな発言力を有していた。

かくして、神奈川県下における自由党と困民党の構図はとところによっては、指導・同盟どころか、公然または陰然たる対立・抗争の様相を呈しているといえることができる。

周知のように明治十七年をピークとする明治十年代後半の不況は、戦後の農地改革にも比すべき経済的社会的変動を、当時の農村社会にもたらしたといわれる。十七年には農民の耕地を抵当にした全国負債総額は約二億円——これは同年の国家経常歳入の二・五倍にあたる!——に上り、翌十八年納税不納に陥って土地を公売処分につされた農民の数は、実に十万八千人を突破した(マイエット『日本農民ノ疲弊及救済策』。自由党と困民党の対立・抗争の背景には、以上のような全国的規模での農村の解体と変動があったのである。この解体と変動の過程で、自由党内外の有力豪農層は、窮乏化する中小農民の犠牲の上に、土地の集積集中を推進したのであった。

最後に、武相困民党の指導者について一言付言しておきたい。

困民党傘下の大衆は、「没落に瀕した中小農民」を主体とする広範な勤労農民からなっていたが、その指導者となると意外に豪農出身者が多い。一、二の例をとろう。

秦野弘法山騷擾の指導者・添田団右衛門は、笠窪村の元戸長であり、不況前には五町余の田畑を所有し、養蚕・葉煙草を兼営して小田原の魚会社にも出資するという小豪農であった。

また、武相困民党の初期の指導者で、御殿峠事件の「首魁」となった渋谷彦右衛門は、明治十七年五月まで上鶴間村の戸長をつとめ、田畑山林合わせて二十六町、その地価三千三百三十円（明治十一年時）という豪農であった。そして両者共に十七年には深刻な資産の喪失に遭遇するのである。武相困民党の事実上の責任者であった須長連造については、いまさらふれる必要もあるまい。

かつて色川大吉氏は、武相困民党の指導者層を「小豪農」と規定されたが、その後の調査研究によっても、この規定が基本的に正しいことを教えている。「小豪農」指導下の困民党という性格づけからも、秩父困民党とのさまざまな対比——組織の自然成長性、戦術上の合法主義、要求面での経済主義など——が可能であろう。

## 第六節 自由民権運動の変容

### 一 国会開設期限短縮の建白

#### 自由党の解党と国会開設期限短縮の建白

自由党内に形成された急進派のうち、関東の決死派によって先ず引き起こされたのが加波山事件である。この事件の直後、すでに明治政府との妥協的方向を強めていた板垣退助ら幹部は、党の統率に自信を失い、急進派と同一視されることを恐れて解党を決意した。解党の大会は、一八八四（明治十七）年十月二十九日、大阪